

# 五月三日の会通信

14

岡山から (その一)	.....	2
徳島から	.....	16
岡山から (その二)	.....	25

30. V. 1973

：知識人とは精神の好事家でもなくまた職人でもない。なにかの職業ゆえに知識人となるものでもない。いわんや、精神の発現の形式にたいし、意味ありげにかかわりあうことで知識人になったりできるものではないのだ。——精神に関係のない連中に、思想上のよりどころを提供しようとする、あの深刻そうなおしやべりは、知識人に値いすることもっと乏しいものである。

(ハインリヒ・マン 『プラ』 「精神」の章より)

「真実は地中に埋められると、大地の下でその力を集め、その破砕の力は増し、その爆発の日には、すべてのものとともに飛砕するだろう。」

(同じく「行為」の章より)

# 岡山から (その一)

情況1 (写) 審査説明書

(氏名) さか 坂 もと もり のぶ 坂 本 守 信	(所属部局) 岡山大学教養部
(官職) 文部教官 講師	(職務の等級) 教育職俸給表(一) 3 等級
(処分の種類および程度) 懲戒・免職	(根拠法令) 国家公務員法第82条1号 ・第2号および3号
(審査の理由) 上記の者(以下「同人」という。)は、主として昭和47年10月以降別紙のような行為をした。別紙(6枚) 上掲の諸行為は、国家公務員法第98条第1項、第99条および第101条第1項の諸規定に違反し、国立大学教官としてふさわしくない行為といわざるを得ない。 なお、同人に対しては、授業等拒否の行為により、昭和45年4月22日停職5月の懲戒処分を行ない、教育公務員としての自戒と反省を求めたにもかかわらず、反省のあとがみられない。 よって、国家公務員法82条第1号、第2号および第3号の規定により懲戒処分として免職することを相当と認める。	
岡山大学評議会は、上記のとおり、学長から申し出があったので、教育公務員特例法第9条第1項の規定により審査することに決定した。よって、この審査説明書を交付する。 岡山大学評議会	
(決定日付) 昭和48年4月10日	(交付日付) 昭和48年4月12日
(教示) 教育公務員特例法第9条第2項の規定により、この審査説明書を受領した後14日以内に、岡山大学評議会に対して請求した場合は、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。	

## 別紙

1. 昭和四七年度前期成績判定業務に関する教養部長の職務上の問い合わせを無視した行為。

(1) 昭和四七年十月十三日「坂本教官」の「教務√係」より委託されたと称する片山恵子名義で送付されてきた同人担当英語の昭和四七年度前期成績票に対し、教養部長はその信びよう性について疑義を感じ、昭和四七年十月十四日、十八日、二十六日および十一月十三日付で、四回にわたり文書をもって同人自身が判定したものであるかどうかを同人に問い合わせたところ、期限内にいずれも責任ある回答がなかった。

(注) 回答期限 十月十四日付問い合わせの文書に対しては十月十七日まで

十月十八日付問い合わせの文書に対しては十月二

一日正午まで

十月二十六日付問い合わせの文書に対しては十一月

七日まで

十一月十三日付問い合わせの文書に対しては十一月十四日十七時まで

(2) 昭和四七年十一月十六日教養部教官会議にさいし、会議室に入ってピラを配布していた同人に対し、教養部長から「さきに片山恵子名義で送付の成績票は、あなたが判定したものですかと質問したが、同人回答せずに立ち去った。

2. 昭和四七年度後期成績判定業務に関して責任ある手続きをしな

かった行為

(1) 同人担当の英語の昭和四七年度後期成績票が、未提出(提出期限 昭和四八年二月二四日)のため、昭和四八年三月七日文書をもって教養部長から同人に対し、その提出を求めたところ、昭和四八年三月十二日十九時五十分ごろ同人が教養部教務係に後

期成績票を置いて帰ったが、それには教養部所定の「成績判定者署名印」票がついていなかった。また、三月十三日に片山恵子名義の封書「岡山大学教養部八一〇三√御中」として郵送されたが、その中に同人署名押印の「成績(不)判定者署名印」と書きかえられた票があった。これは、昭和四七年十二月二六日付教養部長からの警告書をも無視した行為である。

(2) 昭和四八年四月九日教養部長の命により、係官が同人担当の英語の後期成績票にかかる「成績判定者署名印」票に所定事項を記載したものを、四月十日午前十時までに提出するよう指示した職務命令書を同人に手渡そうとしたが、受領に応じなかった。かわって教養部長自らも、同命令書を手渡そうとしたが、同人は受領を拒否したので、口頭で二回読み上げ伝えたがこれに従わなかった。

3. 教養部教官会議を妨害した行為

(1) 昭和四七年十二月十三日の教官会議開始前、会議室に入っていた学生等約十名を教職員で排除中、同人は会議室の出入口ドア付近に座りこむなどの行為を行なってこれを妨害し、会議の開始を約一時間おくらせた。

(2) 昭和四八年一月十七日の教官会議開始前、同人は学生等約十名とともに会議室に入室し、教養部長の再三の注意にもかかわらず記録席に座ったり、室内を徘徊したり、教職員が学生等を排除するさいには、昭和四七年十二月二六日付同人に対する教養部長からの警告書にもかかわらず、出入口ドア付近に座りこみ学生等の排除を不可能にして、同会議を流会させた。

(3) 昭和四八年二月七日教官会議開始直前、同人は会議室出入口の錠はずし、そして会議室に押し入ろうとする学生約八名を

導入しようとした。また、同人は会議中議長席のわきで大声を発するなどし、教養部長の再三の注意にも応ぜず、かつまた、前記教養部長の警告書を無視して再度会議の進行を妨害した。建物への不法侵入、不除去により昭和四八年度入学試験を妨害した行為

(1) 昭和四八年度入学試験の試験室として使用予定の教養部一〇三教室は、昭和四八年二月九日から建物管理上閉鎖していたが、同人は二月十二日から無断で同教室に入り、教養部長が補修箇所調査の必要上、二月二日、二月二四日および二月二六日に口頭で退室を求めたにもかかわらず内側より施錠して、係官の入室を拒み退去に応じなかった。

(2) 昭和四八年二月二七日、一〇三教室補修のための学長、教養部長連名による教養部A棟およびその周辺への立入禁止の掲示を無視して、同人は一〇三教室床下配管溝内に入りこみ、退去について教養部長の再三の説得、勧告にも応ぜず、引き続き同所に止まり、三月二日退去命令にもかかわらず、これを無視して入学試験終了(三月五日)まで退去しなかった。

以上の同人の行為により一〇三教室の入学試験室としての使用を不能にさせ、そのため入学試験の諸準備の変更と、その実施上の全学的特別措置を余儀なくさせたことなどによって入学試験を妨害した。

5. 建物を破壊し汚損した行為

(1) 昭和四八年二月十二日同人は、一〇三教室の開扉の要求が教養部長に拒否されたため、同日十三時三〇分ごろ教職員、学生多数の面前で、同教室ドアのガラスをドライバーでたたき割り、錠をはずして学生等約十名とともに無断侵入した。

(1) 昭和四八年二月七日二月十日までおよび二月十二日から二月二十六日まで、同人は学生等とともに無断で一〇三教室を占用した。その間同教室は落書などによって汚損されていた。

6. 期末試験を妨害した行為

(1) 昭和四八年二月十三日十六時ごろ、同人は野瀬教授の英語試験開始直後、同試験実施中の教養部一〇四・一〇五教室に侵入し、印刷物を配布するとともに教卓上に生卵を置き、同試験を約十分間にわたり妨害した。(受験生一〇四教室一〇九名一〇五教室五名)

(2) 昭和四八年二月十九日教養部四〇五教室において、入江助教の英語の試験を実施中(テープによる聴き取りの試験)、十四時二〇分ごろ同人は同教室に侵入しようとし、それを制止する入江助教のめがけて生卵を投げつけ、さらに教室内に入り、黒板に数回落書きしたのち黒板ふきを持ちかえるなど、同試験を約十分間にわたり妨害した。(受験学生九五名)

7. 期末試験の監督業務を放棄した行為

教養部長から命ぜられていた昭和四七年度後期末試験のうち、昭和四八年二月十二日第三限(十一時二〇分から十二時十分まで)上野教授担当の法学および第四限(十二時四〇分から十三時三〇分まで)太田教授担当の哲学の監督業務に従事しなかった。

なお、同人は昭和四七年九月以前においても、教養部長から命ぜられていた昭和四七年度後期末試験、昭和四六年度前期末試験、同後期末試験および昭和四七年度前期末試験の監督業務に従事しなかった。

8. 教養部教務係掲示物のとりはがしなどに関連する行為

昭和四八年一月三十一日教養部教務係掲示板の掲示物を「一〇三」に保管する旨の掲示が同掲示板にあったので、係官が一〇三教室におもむいて調査したところ、取りはがされた掲示物(十六点)を同人が所持していた。

また、同人は教養部教務係掲示板に無断掲示を行なった。

情況 2 XX一〇三XX 処分 追求闘争速報 43 (四・一九)より

四月十七日夕刻、田代はか十名が「写真機」を、「テープレコーダー」とともに「一〇三」のれんをくぐり、「上意でござるぞ」と「審査説明書の写し」と称するものを、「陳述請求について」の写し」と称するものをむりやり置いていく、本物の「審査説明書」にも、「陳述請求について」にもめぐり会っていないので、果して本本当に「写し」なのかどうか分らない。

以下に片山恵子の前記文書に対する受領証、「審査説明書」の写しらしきもの、「陳述請求について」の写しらしきものを掲載する。

受領証  
岡山大学評議会 殿

「坂本」教官を「処分」する会 片山恵子  
四月十七日午後四時二〇分頃、田代嘉宏氏ほか数名がもってこられた「坂本守信教官」宛文書(「審査説明書らしきもの」の写し、「陳述の請求について」らしきもの写し)確かに受領致しました。

一九七三年四月十七日午後四時三〇分

情況 3

岡山大学  
昭和四八年四月十二日  
坂本守信 殿

岡山大学評議会

陳述の請求について(通知)

昭和四八年四月十日付本評議会決定の審査説明書について、あなたが陳述の請求をされる場合は、下記事項を厳守し、別紙の陳述請求書に必要な事項を記載し、記名押印の上、昭和四八年四月二十六日まで岡山大学長あて親展・書留で必着するよう送付して下さい。おって、今後本評議会からあなたへの通知は、岡山市津島岡大南宿舍RB三〇二費名あて行ないます。

記

一、陳述は、審査説明書にかかげる事実関係について、不服があれば、述べる事ができることになっておりますので、あらかじめご承知ください。

二、陳述は、口頭または書名のいずれか一つの方法によるものとします。

三、口頭陳述による場合

(一) 陳述は、非公開であって、あなた以外の者の出席はいっさい認めません。

(二) 陳述の時間は、六〇分以内とします。

四、書面陳述による場合

陳述の字数は、一〇、〇〇〇字(四〇〇〇字詰原稿用紙二五枚)以内とします。

以上

XX一〇三XX 「坂本」教官を「処分」する会への登場を

「処分」審査過程「奪回」

「処分」の根拠性の追求を

(注)「審査説明書」の写しは、二頁～四頁に掲載

証 明 書

岡山大評議会の指示により、下記の者に坂本守信講師に対し、昭和四八年四月十二日に交付した審査説明書の写および陳述請求についての通知の写を伝達のための使者および立会人を命じたことを証明する。

記

使者	評議員	田代嘉宏
立会人	評議員	杉 富士雄
〃	事務局	林 直樹
〃	教養部	田中 正
	事務局長	以上

昭和四八年四月十七日  
岡山大学長 谷口澄夫

情況 4 ※一〇三※処分追求闘争速報<sup>64</sup>(四・二三)より

一九七三年四月二一日  
岡山市津島  
岡山大学評議会 殿  
岡山市鹿田本町七一二三  
じゃんきい気付  
△坂本△教官を△処分△する会(会長 片山恵子)  
構成員 坂 本 守 信

四月十七日に審査説明書の交付および受領に関して貴評議会に問い合わせをしましたが未だにお返事を頂いておりません。その間すれちがいで十七日夕刻貴評議会のお使者さまから片山恵子が審査説明書らしきものの写しその他の文書を受領致しましたが、当方未だ審査説明書とめぐり合せず従って当然受領も致しておりませんのでこれが本物の審査説明書の写しかどうか当方にはわかりか

ねます。(つらつら読んでみますと、掲げである事実性のあまりの浅薄さに、まさかこれが岡大評議会の作成したものとは信じがたいですし、四月十日付読書新聞にあるところの△じゃんきい△に関する記述がないのも附に落ちません。)

そこで改めて次のことをおたずね致しますので至急文書にてご回答下さい。

1. 貴評議会は教育公務員特例法第九条にいうところの△審査説明書の交付△があったと考えているのか。
  2. そう考えているとするなら、それは△いつ△あったと考えているか。
  3. また、そう考える得る根拠を明らかにされたい。
  4. また、教育公務員特例法第九条にいうところの△審査説明書の受領△はあったと考えているのか。
  5. そう考えているとするなら、それは△いつ△あったと考えているか。
  6. また、そう考える得る根拠を明らかにされたい。
- 回答は前便ならびに前々便にてお願いしましたとお教養△一〇三△におもち下さるよう要求します。
- なお当方四月十二日以來、坂本秋子、裕美、美加と連絡がとれておらず、△岡山南宿舍RB三〇二△は空室となっており、△RB三〇二△の鍵ももっておりませんので、△RB三〇二△を介しての当方への連絡は不可能です、念のため。
- △フロク△△淀川長治△さんのものろくぐ  
出ましたネ、出ましたネ、ようやく審査説明書らしきものの写しが片山恵子さんのところに届いたようですネ、でも本物の審査説明書がまた届いてないですから、△本物△の写しかどうかわかりませぬネ、写し読んでみましようネ
- (処分の種類および程度) △懲戒免職△とありますネ、これはどういうことでしょうか、△懲戒△については、懲らしめ、戒しめるということですかネ、何を懲らしめるのでしょうか。片山恵子さん

でしょうか。△免職△するのは何ですかネ、△免△れると読むのでしょうか。もう△仕事△しなくていいよってことかしら、お金くれるのでしょうか。きつとくれないでしょうネ。結局△懲戒免職処分△っていうのは△金やらんぞ△△一家ともども野たれ死にしろ△ってことでしょうかネ、でも片山恵子さんは死にませぬネ、だって、この世に生きてるすべての人達の△影△ですもんネ。(審査の理由)とありますネ、△四七年十月以降別紙のような行為をした△のが△国家公務員法九八条第一項、第九九条および第一〇一条第一項の規定に違反し、国立大学教官としてふさわしくない△んだそうですヨ、△法律△や△機動隊△を出してくるときの△大学△ってというのは格調高いですネ、スバラシイですネ。

1. △昭和四七年度前期成績判定業務に関する教養部長の職務上の問い合わせを無視した行為△とありますね、片山恵子さんは一貫して△回答△を追求していたのに△岡山大学△の方からは△見え△なかつたんでしようネ。きつと、最近の△大学△は△眼△をなくしちゃったんでしようかネ。
2. △昭和四七年度後期成績判定、業務に関して責任ある手続きをしなかった行為△とありますネ、△責任ある△ってどういうことですかネ、△大学△にとつての△責任△というのは一枚の紙片の上に切りとられた個人名でしかないんでしようネ。やっぱり片山恵子さんは△片山恵子△のとり得る、またとらねばならない責任△(新たな共同性において△責任△とは何か)を追求しなければならぬ、今後が楽しみですネ。
3. △教養部教官会議を妨害した行為△
4. △建物への不法侵入、不除去により昭和四八年度入学試験を妨害した行為△
5. 建物を破壊し、汚損した行為とありますネ。  
△空気△が人を招き入れ、△壁△や△黒板△が語り出すのを△大学△ではこういう風に呼ぶのでしょうか。

情況 5 △処分△追求闘争速報<sup>62</sup>(四・十八)より

一九七三年四月十七日  
岡山市津島  
岡山大学評議会 殿  
岡山市鹿田本町七一二三  
じゃんきい気付  
△坂本△教官を△処分△する会(会長 片山恵子)  
構成員 坂 本 守 信

四月十二日、十三日、△岡大南宿舍R B三〇二▽ドア付近、および教養△一〇三▽周辺にて不可解なことが起っておりありますが、ひょっとしたら貴評議会が「坂本教官」の△懲戒処分▽に関し、教育公務員特例法第九条に定める審査手続が進行していると誤解されているのではないかと思われるふしがあり、以下の点につき至急文書にてご回答下さい。なお回答は四月十一日付の便にてお伝えしました通り教養△一〇三▽に貴評議会議長谷口澄夫氏がおもち下さるよう要求致します。万一代理の方がお出下さる場合は、あなたが資格を確認し得る文書を当方にお渡し下さい。

当方は未だ審査説明書を交付されておらず、当然受領も致しておりませんが、

1. 貴評議員会は審査説明書を△交付▽したおつもりでしょうか。であるとするなら、△いつ△どこで▽、△交付▽したと考えているか。
2. またそう考え得る根拠は何か。
3. また△いつ▽、△どこで▽、△受領▽されたと考えているか。
4. また△いつ▽、△どこで▽、△受領▽されたと考えているか。
5. またそう考え得る根拠は何か。

なお前便の△「坂本教官」を△処分△する会△とあるのは△坂本▽教官を△処分△する会△と改めます。

・四月十六日正午前、田代はか二名△一〇三▽の△れん△をくぐり、△一〇三▽を△視察▽（？）

参考資料

教育公務員特例法

- 第九条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果に よるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。
2. 大学管理機関は、前項の審査を行なうに当っては、その者に 対し、審査の理由を記載した説明を交付しなければならぬ。
  3. 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した 後十四日以内に請求した場合には、その者に対し口頭又は書面

情況6 △処分△追求斗争速報(四、十六)より

一九七三年四月十一日

岡山大学評議会 殿

岡山市鹿田本町七一二三

じゃんきい気付

「坂本教官」を△処分△する会 (会長 片山恵子)

構成員 坂本守信

四月十日付読売新聞によりますと、教養部教授会の決定をうけて 貴評議会が「近く坂本教官に対する懲戒免職処分を決定する」とい うこととあります。

つきましては、処分審査にともない貴評議会が「坂本教官」に交 付される文書が△岡山大学南宿舍R B三〇二▽に暮らしております 坂本秋子、裕美、美加たちの生活に侵入し、これを乱すことのない よう、それら文書は、貴評議会議長谷口澄夫氏が、岡大教養△一〇 三▽教室にて当方にお渡し下さるよう要求致します。

なお当方は週日は午前十時より午後五時までは確実に教養△一〇 三▽に△存在▽しております。万一当方が△一〇三▽に△存在▽し ない場合は、△一〇三▽に△存在▽している△「坂本教官」を△処 分△する会△の構成員にお渡し下さるようお願いいたします。

・四月十二日夕刻岡大南宿舍R B三〇二に田代教養部長らしき者 他数名がやってきて「審査説明書云々」とくり返した後、下駄箱 の上に△何▽やら置き帰る

・四月十三日五時頃田代他数名、角形四号ぐらいの封筒に入った △何▽やらをもって△一〇三▽の窓下に登場、「あなたの奥さん が……もってきた……あなたに……返す」云々と何度かくり返す 「どういう資格できているか、評議会の代表か、代表なら資格確 認の文書はあるか」と問えども、何も呈示せぬまま逃し、未だ△審 査説明書▽にめぐり会えぬまま、△どこか▽で△審査▽は始まっ ているのかもしれない

で陳述する機会を与えなければならぬ。

4. 大学管理機関は、第一項の審査を行なう場合において必要が あると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を懲 することが出来る。
5. 前三項に規定するものは、第一項の審査に関し必要な事 項は、大学管理機関が定める。

(注) 大学管理機関：評議会

四月十七日一〇〇頃△三〇五▽ (△▽一〇三△) にて△管教 官▽、△▽ (△影▽) と一人相撲

△一〇三△△坂本▽教官を△処分△する会 連日 於…… (△三〇五▽の黒板に出現した表現)

△於▽で断ち切られた表現は△どこ△向ってさまようが、或いは△どこ △落ちて行こうするか。

△於▽……と即したまま△指▽に残された△チョーク▽は、△何▽ に刻印するか。

△於▽……と印されたまま空白する△黒板▽は、△何▽を△待つて△ いるか。

△チョーク▽、△黒板▽と断ち切られた△指▽の△固有時↓史▽ は△管教官▽の△擬共同時↓史▽を射ち貫ぬくか

△▽を押し出す△手▽、△擬共同時↓史▽に奪われたその△手▽ は、△手▽の△固有時↓史▽にめぐり会えぬまま宙に舞う。

△あなた△は△擬共同時↓史▽を△撃つ▽ △固有時↓史▽ ↓

△共同時 史▽の△狙撃手▽となり得るか。

△一〇三△△坂本▽教官を△処分△する会 連日 於……

情況7 △坂本▽教官を△処分△する会創出宣言

片山恵子

発行 一九七三年四月十六日

四月十日付読売新聞によると、教養部教授会は三月二〇日に「坂 本教官」に対する懲戒免職処分を決定し、近く評議会で正式決定す る、ということである。

この間△一〇三▽を中心として△坂本守信△たちが一貫して追求し てきたのは、強化されていく△大学▽管理体制(大学法体制)人間扶殺体制とし てある現体制の個別△大学▽内的形態)の中で△目的▽を奪われ、 △空間▽を奪われ、△時間▽を奪われ、トータルに△存在▽を奪わ れてきている人間存在を奪いかえず、そのような方向であったらう。であるからこそ△大学▽管理機構の中に消された「教官」―「学 生」―「職員」関係の追求と公開の過程として△「坂本教官」はど こへ行ったか△というテーマを提出し、消された「教官」としての 「坂本教官」と如何にしても消しえぬ己れの固有性(↑固有性)と のはざ間から、己れの名(擬固有性)を消す(「坂本教官」の△教 務係▽の登場)ことよって△固有性▽と△共同性▽の交点をさぐ るという逆説的な表現形態を試みてきたといえよう。

また、であるからこそ、切りきざまれ(カリキュラムをみよ)、 時間性(固有性↑共同性)をはく奪された△空間▽の解放(△時間 性▽の奪還)の拠点として△一〇三▽空間に固執しつづけてきたの であろう。

△人間▽個人▽として把握してきた近代の破産は、消された教官 (個人)の代名詞として登場した△▽△片山恵子▽をいかなるも のとしても把えることができず、ただ恐れあわてるのみでついに △坂本▽教官にいつさい通知、連らくせず極秘裡に学外で△教官会 議▽をでっらあげ(議長)の独断で会議の定数をかえうるとすれば、

これはもはや民主主義のペールをぬぎすてたファシズムに外ならぬ、四八年度カリキュラムから「坂本教官」をはずしてゆく（△処分）の先どり」といった△大学△の対応ぶりの一例にも顕著にあらわれている。

大学当局が今おこなおうとしている△処分△は、彼らにはついに△▽△片山恵子△を把えることができなかったという破産宣言（歴史過程の対象化からの逃亡）であり、「坂本教官」の△幻影△（近代個人概念に囚われたままの彼ら自身のつくりだした△幻影△）を△処分△抹殺しようという空しいあがきにすぎない。

△△は鏡  
△△は影

△鏡△に写る己れの像におそれおののき、己れの△影△におびえる△大学△（当局者たち）に△坂本△教官を△処分△することはできない。

現在、消された「教官」（擬共同性—擬共同史）と△己れ△（固有史）とのほご固で歪んだまま存在せざるをえない△坂本△教官が△処分△されていくのは必然であるとして、如何にしてその△処分△は可能か。

△大学△管理機構（大学法体制）の中に消された「教官」—「学生」—「職員」関係（擬共同史）と新たな△共同性△のはざ間で歪み消えている△現在△、その△現在△を△視切る△こと、その△現在△を△処分△すること（裁きの根拠の追求—新たな△共同性△の追求）、△現在△を奪いかえすこと（△固有史△と△共同史△の交点の追求）、この過程の中でこそ△処分△は可能になってゆくであろう。

△△は鏡  
△△は影

△大学△（当局者たち）が「坂本教官」（幻影）を△処分△抹殺しようとするほど、△処分△は宙に舞い、△処分△追求の拠点は拡大し、△▽△片山恵子△は増殖する。

### 記 録

岡山大学（谷口澄夫学長）は五月八日夜、教養部、坂本守信講師の懲戒免職処分を発表した。

同講師は昨年十一月教養部四十七年度前期の英語の試験で受験者全員に「優」をつけ、今春の入学試験前大学運営に不満を表明して教養部の建物地下にもぐり込んだりした。

大学側は四月十二日の大学評議会で懲戒免職を決定、同講師に陳述請求の呈出を求めたが返答がなかったため処分に踏切った。

× × ×

講師の処分をめぐって紛争が続いている岡山大学で、十二日午後三時五分、学長名で岡山県警に対し機動隊の出動を要請した。同三時五十分岡山岡山西署長の指揮する百八十人の機動隊員が教養部校舎を包囲、同校舎Aとう一階の一〇三番教室を占拠している約五十人の学生の暴力排除に移り、約三〇分で全員を退去させ、命令に従わなかった法文学部好並隆司助教授、教養部坂本守信講師ら五人を不退去罪で現行犯逮捕した。

× × ×

岡山西署は十四日、岡山教養部封鎖事件で、坂本守信・岡大講師、好並隆司同大学法文学部教授と学生ら三人の五人を不退去罪容疑で身柄を送検した。

（以下新聞記事よりの抜萃）

（なお、右五名中、学生一名は十四日、好並氏は十五日、それぞれ釈放さらに坂本氏及学生二名は五月二十四日、検事側からの拘留請求にた

△△は鏡  
△△は影

△大学△が△一〇三△を抹消しようとするほど△一〇三△は拡大し、△一〇三△は擬縮する。

△一〇三△△一〇三△  
拡大する△一〇三△と擬縮する△一〇三△との相ひきあう△遠心△求心力△  
△あなた△は△固有史△△共同史△を射ぬく△狙撃手スナイパー△となり得るか。

13号の訂正 表紙頁・もくじを次のように訂正します。

徳島から……………2  
神戸から……………27

いする棄却請求が認められ、釈放、坂本氏及び二名の学生は起訴された。

### 声

八日、数名の評議員が一〇三番に現われ、坂本氏に懲戒免職処分書を無理矢理渡し立ち去ったのである。この処分の審議過程において学生を一切無視し、公務員特例法に認められている坂本氏の意見陳述すら認めないというもので、このことを更に考えるならば、中教養、新大学法、筑波法の先取りである。

× × ×

護達は小さい頃から、小学校—中学校そして高校と文部省検定済みの教科書を指導要領らしきものに従って教えられてきた。まだはっきりと自意識を意識することもない時に既に、決められた時間に定められた場所と同じような内容をみんなが受けてきたし、先生の質問に答えられたり、試験にいい点をとったりすると優等生なる評価を受け、あたかもそれが人間の優劣であるかの如くみられてきた。……

（以上五月十三・十四の岡大学生ビラより抜萃）

に來たの——ナニシニキタノ——なにしに來たの——ナニシニキタノ——なにしに來たの——ナニシニキタノ——なにしに來たの

### 日本独文学会への手紙

その一

同封の三枚の領収証を日本独文学会会費として納入します。

私のこのような会費納入（昭和三九〜四六年度、計一一、四〇〇円）の方法については若干の問題があるとお思いでしょうが、それを承知のうえでの方法に決めました。昭和四七年度以降も同じ方法をつづけます。

昭和四六年八月二十七日

日本独文学会会計御中

荻原 勝

その二

昭和四六年十一月三日付で日本独文学会会費の督促状を受け取りましたが、私の会費は本年八月二十七日付書留便にて納入してあります。納入方法はカンパとしましたが、カンパ先と内訳は次の通りです。

- 1. 森永告発へ 四、〇〇〇円
- 2. 岡山救援連絡センターへ 三、四〇〇円
- 3. 松下昇氏へ 四、〇〇〇円

計 一一、四〇〇円

各領収証は日本独文学会会計に送ってあります。

昭和四六年十二月八日

日本独文学会会計御中

荻原 勝

### 日本独文学会からの手紙

前略

十二月八日付の御手紙拝見致しましたが、このような方法での会費納入は諒承できませんので、普通の方法で御納入下さるようお願い申し上げます。

三枚の領収証は返送いたします。

昭和四六年十二月十三日

荻原 勝 様

□ なお、昭和四七年度会費のカンパ先とその内訳は次の通りです。

- 1. 森永告発へ 二、五〇〇円
- 2. 伝習館救援会へ 一、〇〇〇円

計 三、五〇〇円

□ 各カンパ先の連絡方法は

- 1. 森永告発 岡山市平和町五―二六  
森永告発とは、先般来、森永側の会社発言によってもう一度マスコミでもクロイズ・アップされている森永砒毒入り毒ミルク事件に関して、被害者とその父母たちの告発運動（森永ミルク中毒被害者の会、森永ミルク中毒のこどもを守る会）を支援する岡山の市民運動のこと。森永全製品の不買運動を展開し全国的に呼びかけている。毎月一回機関紙「森永」告発」発行。
- 2. 岡山救援連絡センター 岡山市平和町五―二六  
毎月一回「岡山救援通信」を発行している。

人は忘れやすく、どんな大事件でもすぐ忘れられてゆくのが人の世の常であるから、森永ヒ素ミルク中毒の被害者が、十四年間世間から忘れられていたことに驚くことはないし、今、ふたたび忘れられていったとしても不思議ではないだろう。

君はどれだけのことを忘れたか。解決の方向に向ったかのように森永は宣伝し、忘れさせようとしているが、解決したかどうか決めるのは被害者であって私たちではないのだ。忘れてはならないし、私たちが勝手に森永を許してはならない。

岡山救援通信第二四号（七十二・九・二〇）より

（森永告発）

3. 伝習館救援会 福岡県柳川市一新一の五

柳川市伝習館高校の三名の社会科教師が文部省学習指導要領を尊重しなかったといういいがかりをつけられて福岡県教委より懲戒免職処分を受けた（七〇・六・六）支配権力による教育統制のもっともあからさまな一例であって「お上の教育」という日本伝来の生活感覚にびったりうまく寄りそって来る。現在、裁判闘争がつづけられており、伝習館救援会は毎月一回機関紙「柳城通信」を発行して処分闘争の全国的な情宣、支援、各現場での共闘を呼びかけている。

4. 松下昇氏 神戸市灘区高羽楠ヶ丘一〇

神戸大学教養部ドイツ語講師松下昇氏は大学紛争における非協力教官ということで七〇年十六日付、神戸大学当局より懲戒免職処分を受けた。松下氏は、現在、刑事―民事―人事にわたって処分闘争（裁判闘争）をつづけている。

□ 岡山大学における私たち（荻原・坂本）の処分闘争は、現在、第二回人事院公開審理へ向けて進行している。

連絡先は、坂本 守信 岡山市鹿本町七―二三

荻原 勝 岡山市伊福町三―一一

じゃんきい気付 片山 恵子

（七二・一〇・十一） （ピラ責任者 荻原）

タノ——なにしに來たの——ナニシニキタノ——なにしに來たの——ナニシニキタノ——なにしに來たの——ナニシニキタノ

文責 萩原 勝

岡大教養部講師 (ドイツ語)

□ 現行の単位制度を無内容化していくためにというよりは、私たちが共有している教室という関係の無意味さや、また、大学のさまざまな矛盾を促すために、いまこれをオール優 (八十点) (オール百点だっていい) というそれ自身でもまた無意味な形で表現して問の方向を探し出してゆく過程とするのである。

□ さきの大学紛争のとき有本警官の死 (四四・四・十二) を契機として私は以上の問を教官の拒否という発想で促して業務拒否の形で表現し、これが必然的に含んでしまった私の自己矛盾のなかに大学紛争の不可視の意味の総体を促して追求した。業務拒否を私はほぼ二年間にわたって続行したが (四四・四・十九、四六・四・十一)、その過程を私は私の沈黙において総括して打ち切り四十六年四月十二日から授業業務を再開した。オール優は以上の過程の展開である。

\* この総括は近いうちに公開する。

□ 教官の自己拒否という発想を私は放棄していない。もとより大学当局は私のこの教官の自己拒否―業務拒否に対して停職五ヶ月 (四五・四・二二、四五・九・二二) という無責任な処分に対応し私の行為を奪って問題をこまかした。私はこの大学当局のごまかし (無責任、沈黙) を私の矛盾 (沈黙、大学の崩壊) のなかに促して私の側にそのまま奪い取り、授業業務再開「オール優」(居直り、笑い、呪い) という表現過程を通して私たちの問を促して展開するための共同の具体的な手がかりを探すのである。

□ 共同性の新しい方向を追求しよう。いまの結論はこうである。私にとって君という媒介はなにか。君にとって私という媒介はなにか。私たちは自分の生存の根拠をいつも他人のなかにもっているのだから。私たちはみな他人の腹 (先祖の墓) のなかから産まれて来たのだという昨日の事実をもう一度基本的に思い起こしてみよう。

私は君を見失っている。だから私は私を見失っている。君は私に対して私を見失っていないといえるか。

□ 生存の他人媒介―自分のなかにやって来るさまざまな問を自分の手で主体的に促して展開してゆくための他人と共同の契機、相互媒介的な共同の展開 (共同参加) のなかにこそ真に人間の問がある。オール優に胸して、たとえば坂本氏の方向と私の方向がどこで触れあうのか私にはわからないが、大事なものは個々の方向ではなくてお互いに媒介性を自由に交換しあえるような共同の時間の展開である。

□ 私たちへ

(四八年二月)

皆様へ、緊急なるカンパの訴え

既にマスコミ報道などを通じて御存知と思いますが、岡山大学教養部103教室に於て、坂本氏、好並氏等五名が不退去罪現行犯なるものによって逮捕されました。五名は岡山西署、東署に分散留置され、さらに拘留延長、起訴の攻撃も考えられます。坂本氏をはじめ五名を元気づけ、一日も早く奪還するために皆様に緊急のカンパを訴えます。

事実のデタラメの解釈にもとづき、手続的にも違法な、坂本教官に対する懲戒免職処分決定をし、それだけでは安心できず、学外への追放を

□ オール優は単位 (―大学―教官―学生) : 大学という共同の関係) の外に学習を促えることである。むしろ、オール優は自身の矛盾を媒介とするといってもいい。教室の無意味さ (コミュニケーションの不能) を逆に促え返すのだ。たとえば、単位と成績を切り離すから自由テスト (自由参加、単純採点方式) という方法が可能となる。単位と成績は本来まったく別のものである。単位と成績の混同は教官 (―学生) と教師 (―学ぶもの) の楽天的な混同である。私は教師論という主観的なモラルの立場に立っていない。教官という客観的 (社会的) なリアルな立場こそが問題である。私たちはなによりも教官として学生として教室にいるのであるから。

□ オール優について、また沈黙という私の授業方法 (業務方法) について納得しないという学生がいたとして (四七年度に私が担当したドイツ語クラスの学生が書いた一八七枚の「総括」を私はすべて読んだ)、あるいは、また他のだれかが同じことをいっただとしても、私とのかかわりがあるのかといまは答えるしかない。私は教官として学生との関係であり、学生もまた学生として教官との関係である。私たちは関係であり大学という共同性 (幻想性) である。この共同性 (それが空洞化した共同性だとしても) において私たちに對して共同のかかわりをもっている。だから、私 (教官) が君 (学生) に対して私とのかかわりがあるのかということとは君が私に対してなんのかかわりがあるのかということと同じことである。この白けた共同性をいま「オール優」という無意味な形で表現して逆に共同性の新しい根拠を探すのである。

□ 自らを問へ。いや、問の新しい次元を発見しよう。私たちは一しょにいるのだ。その一しょたるや私たちにとって共同の空しさである。オール優」という表現過程を現実的な媒介として

□ 凶った大学当局者は、自らの力ではなしえぬとみるや、またしても機動隊―警察権力に「解決」を委任しました。

西の中教審モデル校といわれ、69年大学闘争を力づくで押え込んでもらって、無反省・無責任に居直った大学当局者に対する不満や怒りは大学の底へ追いやられて現在の教育体制の恐るべき荒廃を岡山大学は日々映し出してきました。そして大学管理支配の中にあつて、<sup>103</sup> 空間はチツ息させられた教室空間を押し開くようにも未知の空間へと変容し、人間の本来の息吹きをふき返す空間として存続してきました。坂本氏を中心としたこの試みこそ、大学当局者は許せなかったのだと考えられます。既成の関係やワクの中に強いられることによって、失なわれ続け、歪め続けられてゆく、人間と人間との関係を回復せんとする坂本氏達の存在は、地位を保身し既成性に執着・硬化 (感性の死) し切った人達には不安であり疲れであり恐怖であり、排除すべき対象となっていたのです。教官―職員の中には、はたからみてもあきれほど前後のみさかさも忘れて盲目的に襲撃する者も出てくるほどで、大学当局者はこうしたことに拍車をかけてきました。

もはや共同で現実的な矛盾を解決してゆこうとする姿勢などみじんも見えるものではありません。大学の惨状を越えてゆく方向性を模索する五名への不当な弾圧をはね返すためにセンターの強化とカンパを訴えます。

岡山救援連絡センター

(振替 岡山九二六九)





資料1

徳大 三三三号

昭和四八年一月十八日

徳島大学評議会 殿

山本 光代

陳述の請求について(通知)

昭和四八年一月十二日付け貴評議会あての陳述請求について、私の陳述の請求をおそれ、記載事項を厳守せず、一月十二日付の陳述の請求書の必要事項を厳守した徳島大学長のみが昭和四八年一月十六日地裁六号法廷に出席し、他の評議員が逃亡したことは、きわめて重大な処分審査上の瑕疵であり、法的逸脱である。

当日メービウス空間を共有した(三三三)地裁畑部夫判事はじめ(八)審査(一)に参加した全員は、徳島大学の悪質な処分者への庄殺に恐怖すら感じた。陳述は時間の余裕が充分でなく途中で終わっており、さらに続行さるべきことが確認された。

なお口頭陳述を希望するので、再度陳述の機会を評議会に与えるから、私の希望する条件を下記に記載し合意に達した時(八)陳述(一)を再開する。

記

1. 陳述は、審査説明書にかかげる事実関係について述べる事が原則となっておりますので、あらかじめご承知ください。
2. 口頭陳述について
  - (1) 陳述は口頭であって、私以外の者の出席は、当然です。
  - (2) 陳述の時間は、事実関係がすべて明らかとされるに必要な時

間とし、あなたと私が希望する日とします。

3. 書面陳述について

陳述の字数は、事実関係がすべて明らかとされるに必要な字数を原則とします。

4. (八) (一) 陳述について

必要に応じて通告します。

5. 参考人の意見を徴することについては、私の陳述の必要に応じて要請します。

6. 陳述に必要な記録その他関係資料がありますから、今後提出しますので審査評議会の記録に添付して下さい。

7. 陳述の場所はその都度通知します。

資料2

求釈明および通告

昭和四八年二月七日

徳島市蔵本町三丁目十八番地の十五

徳島大学医学部薬理学教室

梶 本 義 衛 殿

徳島市秋田町五丁目五十六番地

浜 本 多恵子 叩

貴殿は昭和四八年二月六日午前八時三十分頃、徳大医学部臨床第【講堂(以下臨一と略す)】において、(八)浜本(一)および(八)山本(一)の(八)私物(一)たる赤提灯二個と卒塔婆一本(いずれも、当日の臨一時間・空間が(八)山本(一)の(八)私物(一)たる陳述資料としてあることを示す必要はない)を、私と山本の制止にもかかわらず奪い取って講堂外へ持ち出し、そのうち赤提灯一個は山本が講堂下の地面に落されているのを発見したが、他の一個は行方不明となり、卒塔婆は貴殿が握りしめて放さないで、この二品について返却を要求したところ「オレの

部屋へ取りに来い」「赤提灯は事務長に預けた」「一度話に来い」と言って八時五十分頃立ち去られました。そこで九時一〇分頃、医学部事務長坂本氏に面談しこの旨を述べると、坂本氏は「私は預けていない」との事なので、事務長室の学内電話にて立花補手を通して前記二品について貴殿に問い合せたところ、「取りに来るよう」との意向を伺ったので、九時三〇分頃私と山本は薬理学教室教授室に貴殿を訪ねました。ところがノックしたドアを開けて「持物を返して下さい」と私が言うや否や、貴殿は卒塔婆を銃剣のように腰に構えて私と山本に突進し私たちを廊下にはねとばし、なおも卒塔婆で山本に殴りかかり、私に足払いをかけて髪をつかんで床をひきずり黒板ふきで頭を殴りつけました。さらに、これを制止しようとした山本を又もや殴りつけ、私が起きると顔を拳で殴り足払いをかけて倒し、私の荷物を奪い取り放り出し、私の傘を取りあげてこれを水平に腰に構えて私に突きかかりました。物音にとび出して来た勝沼酸素化学教授が貴殿を教授室に隔離し、中から石村助手が鍵をかけたあと、貴殿は自ら望まれた「話」をすることをドアの外から私が要求したにもかかわらず、教授室という棺桶の中に閉じこもり沈黙の中に逃亡をさめこまれたのです。貴殿の演じられたこの頁登の凶行について下記のとおり求釈明および通告を行います。

(求 釈 明)

1. 貴殿が(八)山本(一)の(八)私物(一)たる陳述資料として徳大評議会に提出通知されていた昭和四八年二月六日の臨一における(八)精神(一)経科臨講(一)に現われ、私と山本の講義参加を妨害したこと及び、

臨一時間・空間が陳述資料であることを示す赤提灯と卒塔婆を奪い取り、提灯一個をかくし込み且卒塔婆を破損させたことは、貴殿と(八)山本(一)の(八)私物(一)たる陳述資料との関係においてどのような根拠を有するのか、(八)山本(一)の(八)私物(一)たる陳述資料を明確にせよ。

2. 二月六日の凶行のみならず貴殿は(八)山本(一)の(八)私物(一)たる陳述資料を隠して一貫して私と山本への暴行と(八)私(一)の(八)私物(一)たる陳述資料を繰り返している。もしも貴殿がこの暴行を正当化すると信ずる根拠を

を持っていくなら(八)私(一)たちが設定する(八)私物(一)たる陳述資料から逃亡し続けることをやめて(八)私(一)たちの前にその根拠を明らかにせよ。

(通 告)

二月六日の凶行の際中・貴殿は「私物を三日以内に取りに来い」と口走った。昭和四七年五月末頃より今日までに「私物の収去を通告する」という名目の下に、研究室という第三者のいない場所をさいわいとして貴殿は私に繰り返し暴力をふるっている。密室での貴殿の暴行を防ぐべく私がテレコやカメラを用意して自分の研究室に入らねば身の安全が保てない事態を自らの恥と感ずるほどに貴殿は研究者ではないのだ。二月六日も「持物を返すから取りに来い」「話に来い」という事を理由として私と山本を自宅に呼んだが、この日の凶行は、これらの理由が私と山本を待ち伏せし人目がない所で思うさま暴力をふるうためのエサであったとしか考えられない。従って私は今後貴殿が前述の求釈明に回答するまでは私の身的安全のために、貴殿が私に行う「私物の収去」「とりあげた私物の返却」「話をする」等の理由による薬理学研究室への「招待」には私(一)と山本(一)としては一切応じられないこと、及びそれによってひき起される事態に関しては一切の責任は貴殿にあることを通告しておく。

以上

資料3

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知提(その五)

山本 光代

安ものの手錠がガチャガチャと手首ですれ合い腰の白縄のゆくへは誰がたぐっているのだろう黙された裸身を露わに銃口に向えばもう奪うものは残らず、ただ蹂躪。

差しのべる少女の手をもつことが犯罪なのだ、罪に辱しめられた  
△蝶△は鉄格子の隙間から翔んでいくとすり抜けきわ、リンリンと  
共鳴する鉄の響きがようやく△空間△波となって届くのだろう。

お前達は遠ざかっているつもりなのかい？  
これは遠ざかるに見えて近づく屍景に成り立つ関係の遠近法

下記の時間、空間に陳述に必要な記録その関係資料としてそのま  
ま差し出すから受け取り願います。  
官憲による受付取りは固くおことわり致します。

昭和四八年二月二〇日(火) 八・三〇  
徳島大学医学部 臨Ⅰ講座 △精神々経科学臨講△

十五日一〇  
基Ⅰ講座 △薬 理 学△  
二一日(水) 一〇・四〇  
基Ⅰ講座 △病 理 学△  
十三・三〇  
臨Ⅰ講座 △産婦人科学臨講△  
十五・一〇  
基Ⅰ講座 △薬 理 学△  
二二日(木) 一〇・四〇  
基Ⅰ講座 △薬 理 学△

持ち帰られました資料は審査記録として大切に保管されますよう  
申し添えます。私の今後の陳述の度毎に必要なとされていきます。

昭和四八年二月十八日

徳島大学評議会 殿

資料 4

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知(その六)

山本光代

昭和四八年二月二〇日(火) 午後三・一〇からの第五回△提出△  
の資料空間は、…それ故の△不在△を内在させたまま、またして  
も徳島西警察署↓検察庁↓地裁まで拡大されたが…△私△が西署  
留置所第四房に拘禁されることよって、未定となった。そして未  
完の資料は△私△が二月二三日(金) 午後二時二分西署で釈放に  
なり栄養化学第三研究室に戻るやいなや△私△のまわりに凝縮して  
くるではないか

デスクの鍵はハンマーで壊されロッカーを電気ドリルでこじ開け、  
官憲と大学の手による△捜査△と称する蹂躪の果△△かの日付が、  
その影を掠められていた。押収状況を△隠△しようとする△私△  
に対して△私△物を△隠△して撤去せよと名取教授が迫り、教授、事  
務員の二団が研究室に雪崩れ込んで来て、足立医学部長が△退去命  
令△と云う紙片を舞い落し、Check or Packか話合う教授室のガラス  
越しにまたも教授達の二団が△退去せよ、さもないと西署を呼ぶ△  
とゆきぶって、PackもCheckも宙に舞い上ってしまった。この異様  
な、あまりに異様な空間は私の陳述に欠くべからざるものとしてあ  
るだろう。

△私△物を撤去せよ

なぜか？  
足立医学部長の通告があるから

△学部長に疑点を釈明してほしいと  
求釈明しているのに答えがない  
答える必要はない

資料 5

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知(その七)

山本光代

私、山本光代助手の処分については徳大本部及び公安調査庁にフ  
イルされている赤提灯△劇場△△ピラ△に示めされておたり、  
いまだ△審査△継続中のものである。それらの△ピラ△により医学  
教授会が何が何でも私の首を斬る決意を変えなかつた所以が広く周  
知され、医・教授会の「真意」が理解され、各教官にとって今後、  
学内で処分もされず、現行犯逮捕もされず、ヌクヌクと暮すにはど  
うしたらよいかの自戒となさしめている。

刑事訴訟法がなしくずしに適用されている現状を盗み見て、その  
知人逮捕権を濫用し、警察国家の表現化に流されながら「大学の自  
治」「学問・研究の自由」を口走っておれば、学者、研究者願して  
いられると云うものでないことは明白である。

私は私の思想信条によって△大学△の使命である。教育、研究に  
関する行為発言を行なったのであるが、その表現は医・教授会の過  
激なる手段により「授業妨害」排除という美化せられた名目の下に  
妨害され続け、その果に一・二六の処分「公示」、二・十三、二・  
二〇捕物帖が出現したことを銘記すべきである。

むしろ私は今回の△処分審査△、△現行犯・知人逮捕△によって医  
教授会及び徳大当局が疾く曠古の輕卒を恥じ、現代社会一般の秩  
序と通念を、果してソナモノがひとり人間の△裁△基準とし  
て、存在し得るのかどうかも含めて、誰が、何のために、作り与  
えているのかを、この間の自己主帳と行動に照らし、深く反省する  
ことよって、一寸ぐらいいはマジメに考えてみて、自分の足で起立  
してみることを衷心より期待するものである。であるからして私は  
此処に下記の時・空間を、私の陳述に必要な関係資料として、提出

△退去せよ△

なぜか？

一月二六日免職にしたから部外者だ。

△一・二六発令は違法である。一月十二日の△私△  
の陳述請求をめぐって学長は私の求釈明に答えな  
い。

今となつては答える必要がない。

結局、強制撤去、退去命令…△私△の空間からの排除 逆軟禁  
は、直接的拘禁をすぐ後にひかえながら、処分者が何も回答しない  
屍黙によってあやうく成立している。

下記の時間、空間を陳述に必要な記録その他関係資料としてその  
まま差し出すから受け取り願います。

昭和四六年二月二六日(月)から三月五日(月)までの一週間、  
徳大評議会資料受け取りの都合のよい時間、(あらかじめ御一報下  
されば幸いです) 徳大医学部栄養化学教室第三研究室をめぐる空間。

以上

昭和四八年二月二五日

山本光代

徳島大学評議会 殿

致します。

下記の時間・空間を陳述に必要な記録その他の関係資料としてそのまま差し出すから受け取り願います。

昭和四八年三月六日(火)～昭和四八年三月十二日(月)までの一週間、徳島市蔵本町三丁目十八番地の十五に所在する、徳島大学医学部の栄養化学教室、及び薬理学教室、特に前者の第三研究室、後者の第二研究室とそれをめぐる空間。

昭和四八年三月五日

徳島市南蔵本町二一九一五

山本光代

徳島大学評議会 殿

資料6

陳述に必要な記録その他の関係資料の提出の通知(その八)

山本光代

眉山の桜よりも一足早く魁て医学部構内には「退去命令」が咲き乱れ、散り、花吹雪いております。陳述に必要な資料として提出通知した、時・空間に私が「存在」すれば必ずや「紋」の代紋背負って「退去命令」とは貴評議会から足立春雄医学部長に委託された提出資料の受領証書であると考えざるを得ません。△私△の行なう永統審査・永統陳述・請求が、かくもしかと受取ら

れていくのは、永統審査・陳述をなさんとする△私△にとって心強いことでもあります。

さて、前回(その七)通知した栄養化学教室第三研究室をめぐる時・空間の一部である。昭和四八年三月六日午前・栄養化学・研究員室(俗称 茶のみ部屋)に現われた藤本医学部事務長補佐によって足立春雄医学部長の「通告」(昭和四八年三月五日付徳大医庶第六六三五号・別添資料付)が私に手渡されました。

この「通告」は、貴評議会が自称されている昭和四八年一月二六日付私の「懲戒免職発令」に根拠を持っているらしく、「退去命令」の紙飛礫を投げつけていく時と同じ、何者かに操作される人形のように足立春雄医学部長は、この「通告」に対する、私の「申入れ書」(昭和四八年三月七日付・別添資料付)に対しても、回答不可能の状態であります。また三月一〇日午前には、「申入れ書」の回答を、提出資料空間で待っていた△私△に対して名取靖郎教授が取った言動は、日一日と変貌し、△梶本△化していくサマを明きらかにしています。読書中の私の書籍をいきなり奪いあげ「コレハ、オマエノ本デハナイダロウ、窃盗ダ」と叫ばせ、手首を掴んで雑巾の如くしぼり上げ、提出資料空間にもされた赤提灯めがけて突進させるものは…、去る二月六日、薬理学教室廊下で梶本義衛教授をして△浜本△に襲いかからせ、卒塔婆ふり上げ、乱暴三昧させるものと同じく、ク消滅処分したクク免職処分したクと云う虚妄であり、且その虚妄の中の彼等自身が必要とする自己証明でありましょう。

名取靖郎と梶本義衛の両教授が日々接近して描く相似形は、また徳島△大学△が「大の男が女一人の腕をねじ上げて床にころばせる」ことで自己の存在証明としている△情況△との相似形でもあります。この幾何学が日に日に数を増し、形を大きくする△紋△「退去命令」や「通告」、「公示」、「告示」…「△」の紙宇宙に現象することが、なによりも、陳述が永統代され、審査空間が果しなく拡がっていく契機を胎んでいるのです。従って、当然にも、下記の時間・空間は私の陳述に必要な記録その

他の関係資料としてそのまま差し出すから受け取り願います。

1. 昭和四八年三月十三日(火)～昭和四八年M月N日 「通告」と「申入れ書」が織りなす△足立△と△山本△の出会う時間・空間、及び△別途収集△私物保管空間。
2. 昭和四八年三月十三日(火)～三月十九日(月) 徳島大学医学部栄養化学教室第三研究室とそれをめぐる、時・空間・薬理学教室第二研究室とそれをめぐる、時・空間。

以上

昭和四八年三月十二日

徳島市南蔵本町二丁目九一五

山本光代

徳島大学評議会 殿

資料7

陳述に必要な記録その他の関係資料の提出の通知(その九)

山本光代

天下の徳大△現象

1. 入口を施錠して窓から出入りする本部庁舎、表△出前通用口、裏△タダ乗りのたナンバー黒ぬり公用車発着口。
2. 皿に恐怖して喰わず嫌いになるタコ焼、タコ焼喰いたし面子は惜しい。
3. 受領のないタコ焼出前交付△△△屋に見られたくない出前受

領。

4. △評議会△のない定例評議会。
5. 「とにかく」上ってはいけない階段、「とにかく」入ってはいけない部屋。
6. 司法巡査が駆つけない常習逮捕、警察ジャンキー・テロルの迷路。
7. 退去命令と公文書交付が同時に降って来る立入禁止地区。
8. 警察学校入学を知る合格発表。
9. 研究デスクが現れたり消たりする占有居住空間。
10. 徳島西警察署に直送される被処分者の携帯品。
11. ドア二枚へだてた廊下に被処分者が存在するだけで△妨害△される研究。
12. 研究員全員をセミナー室に集め鍵を下してから加えられる暴行。

△三・十二△化学セミナー、テロルの迷路!!

名取靖郎教授は、何故、みんなをセミナー室に閉じ込め自ら鍵を下してのち△山本△を捻じ伏せて床を引きずって電話口に連れていき「警察を呼ぶンダ」と云ってダイヤルを回したのか? ……N・△△は河床、△△は風、△△の波間に漂う△△。下記の時間・空間を私の陳述に必要な記録その他の関係資料としてそのまま差し出すから受け取り願います。

1. 昭和四八年四月一日～昭和四九年三月三十一日までの「私の被保証人」浜本多恵子の在学延長願いが検討される、徳島大学医学部研究科委員会の時・空間。

昭和四八年三月二〇日(火)～三月二六日(月) 徳島大学医学部栄養化学教室第三研究室とそれをめぐる時・空間。

薬理学教室第二研究室とそれをめぐる時・空間。 以上

昭和四八年三月十九日

徳島市南蔵本町二丁目九一五

山本光代

徳島大学評議会 殿

要請

昇天せんとする処分を追撃し、参考人承諾書への乱舞で永続的処分審査へ

一九七三年五月三日

岡山市津島

岡山大学評議会 殿

岡山市鹿田本町七の二三  
じやんさい気付

△坂本▽教官を▽処分する会

(会長 片山恵子)  
構成員 坂本守信 印

教員公務員特例法第九条第四項に基づく△参考人申請書▽を同封致しますので、五月一日に、四月十七日の△立会人▽教養部事務局長田中正氏に委託しました。△陳求請求▽をお受け取りになったうえで、ご開封下さい。

岡山市津島 岡山大学評議会 殿

坂本守信 印

参考人申請書

教員公務員特例法第九条第四項に基づき下記の参考人の陳述を申請致します。  
一、神戸市灘区赤松町一の一 松下昇(被懲戒免職処分者)

一、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治気付

一、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治気付 山本光代(被懲戒免職処分者)

一、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治気付 坂本多恵子(被処分者)

一、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治気付 中野弘子(被処分者)

一、東京都日野市百草団地二六八〇五 菅谷規矩雄(被懲戒免職処分者)

一、岡山市鹿田本町七の二三じやんさい気付 金本浩一(被除籍処分者)

一、岡山市鹿田本町七の二三△じやんさい▽気付 小松芳文(被除籍処分者)

一、教養部昭和四七年度前期「坂本教官」担当英語クラス履修者五八八名(潜在的被除籍処分者)

一、教養部昭和四七年度後期「坂本教官」担当英語クラス履修者一六九名(潜在的被除籍処分者)

一、教養部昭和四七年度後期英語試験受験者全員(潜在的被除籍処分者)

一、岡山市鹿田本町七の二三じやんさい気付

一、△坂本▽教官を▽処分する会(会長)

片山恵子(△坂本▽教官を▽処分する会会長)

なお、当方の申請、参考人の採用、不採用は当方の△陳述▽の内容と関わってまいりますので、陳述の日より少くとも10日前に、それぞれの参考人の採用不採用を当方にお知らせ下さい。

教育公務員特例法第九条第四項には

大学管理職又は、第一項の審査を行なう場合において必要があると認める時は、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

という規定があり、この規定に基づき上掲の参考人申請書を評議会へ提出します。申請書にある△はすべての人を含んでいますので、岡山大学評議会に対し△参考人△として△陳述▽を希望する人は参考人の承諾書△を評議会につぎつけて下さい。承諾書△は、明、お舟、ヘルメット、壁、その他何に託してもいいだろうと思いますが、なるべく現在の自分の生活(↑開学)時間過程において最も身近かな幻想性を帯びたものが望ましいと考えます。

承諾書△の骨子は

一、△坂本守信▽氏の懲戒処分審査について、教員公務員特例法第九条第四項に基づき△参考人△としての陳述▽を△坂本守信▽氏から依頼されたので、これを承諾したことを通知する。

二、△坂本守信▽氏の陳述▽は、肉付けは△自由▽にやって頂きたいと思っております。△承諾書▽のつきつけが、永続的な△陳述▽の始まりであるといっているではありません。

三、△坂本守信▽氏は、△坂本守信▽氏から依頼されたので、これを承諾したことを通知する。

四、△坂本守信▽氏は、△坂本守信▽氏から依頼されたので、これを承諾したことを通知する。

五、△坂本守信▽氏は、△坂本守信▽氏から依頼されたので、これを承諾したことを通知する。

六、総じて、このような発言をなした理由は何か。またこのような発言をなし得る根拠を明らかにされたい。

宛先は

一、岡山市津島 岡山大学評議会 殿

日付けは、△審査証明書の交付、受領▽の△日▽が宙にさまよったままですので、日付けは、△審査証明書の交付、受領▽の日付けに△▽を付けて下さい。コピーを一部じやんさい宛送して下さい。

岡山から(その二)

資料1

公開質問状

大きくところによりますと、履修届を貴教務係に提出に行った学生に対して、貴教務係の職員が

一、「坂本先生の授業に出ても力がつきませんよ。もったいい授業があるでしょう。」(四月二四日)

二、「坂本先生は今度は全員不可にすると言っていた。」(四月二五日)

という発言をしたということがあります。

右の二つの発言は、△私▽に関わりのあることのようにもあり、関わりのないことのようにもあり、また発言のイメージが全く不可解であり、特に二、の発言についてはどこにそのような「坂本先生」が存在しているのか△私▽にはさっぱり解しかねます。このような発言が放置されていますと、いたづらに学生諸君を混乱させるばかりです。早急に△事実▽調査の上、左記の釈明事項についての発言者本人の釈明、ならびに教務係の責任者としての貴職の見解を文書にて公開されるよう要求いたします。

発言一、について  
一、発言中の「坂本先生」とは△誰▽のことか、あるいは△何▽のことか。

二、「坂本先生の授業」とは△何▽を指しているか、

三、「坂本先生の授業」をどのようなものとして把握しているのか、

四、「力がつかない」の「力」とは何か、

ことば(△共同性)としての△英語▽との関わりにおいて、また△大学の本质▽との関わりにおいて、更に、人間の根源的共同性

との関わりにおいて、釈明されたい。

五、「もったいい授業」とはどのようなものとしてイメージされているのか。もったいいと判断する根拠は何か。

六、総じて、このような発言をなした理由は何か。またこのような発言をなし得る根拠を明らかにされたい。

発言二、について

一、「坂本先生」とは△誰▽のことか、あるいは△何▽のことか。

また△どこ▽に存在しているのか。

二、このような発言をなした理由は何か。またなし得る根拠を明らかにされたい。

他に職務遂行中の貴教務係職員によってなされた「坂本先生」あるいは「坂本先生の授業」についての発言があればすべて明らかにされ、その言に関する発言本人の理由と根拠の釈明をもちあわせ明らかにされたい。

回答は昭和四七年五月十日までに教養部教務係掲示板に掲示して下さい。

なお回答なき場合は当方と致しましては貴教務係が△教務係▽として破産したものとみなし、致しますので御留意下さい。

昭和四七年四月二九日

▽坂本守信△

岡山大学教養部教務係長

岩崎 正 殿

資料2

すでにご存知かと思いますが、教養部教務係の職員が、職務遂行中に

1. 「坂本先生の授業に出ても力がつきませんよ。もっといい授業があるでしょう。」(四月二四日)
2. 「坂本先生は今度は全員不可に言うていた。」(四月二五日)

という発言をなした件に関し、四月二九日付で教務係長に同封のコピーの文面の質問状を出しましたところ、一こうに梨のつぶで、一カ月を経た今日になりましたも何らの回答もありません。このような「教務」の基盤そのものに関わる重要な問題をこのまま放置しておくことは由々しきことと思われましますし、またこのままですと「坂本教官」に関わる「教務」の遂行方について検討致さねばなりません。

それ故早急に「事実」調査の上、この件に関しての貴職の見解を明らかにされるよう要請致します。

回答は六月一〇日までに教養部教務係の掲示板に公開していただきたいと思います。

万一、六月一〇日までにこの要請に対し、何ら回答も、当方への連絡もない場合は、貴職がこの要請を黙殺されたものとみなし、当方としましては……致します。

昭和四七年六月一日

▽坂本守信 信△  
あるいは「坂本教官」の代理人

教養部長 黒田紀也 殿

うする内に風の噂で七月一日より貴下が教養部長になられるとかききましたので、貴下ならばしかるべき回答を明らかにして下さいるのではないかと存じ、この件に関し「事実」調査の上、貴職の見解を公開されるよう要請致す次第であります。

学生諸君にとりましてはそろそろ夏休みに入る時期でもありますので回答は七月八日までに教務係掲示板に公開して下さいるようお願いいたします。

なお貴職がこの件に関し「沈黙」にて黒田前部長の「職」を引き継がれるのであれば、当方としましては……の統行、展開を試行致します。

ご参考までに黒田前部長への要請書も同封致します。

昭和四七年七月一日

▽坂本守信 信△  
あるいは「坂本教官」の代理人

教養部長 田代嘉宏 殿

資料3

「坂本教官」担当の授業の教室を  
左のとおり△変更▽する

教室を  
全宇宙空間に  
拡大する

一九七二・六・二六  
「坂本教官」の△教務▽係

資料4

すでにご存知のことと思いますが、教養部教務係の職員が職務遂行中に

1. 「坂本先生の授業に出ても力がつきませんよ。もっといい授業があるでしょう。」(四月二四日)
2. 「坂本先生は今度は全員不可に言うていた。」(四月二五日)

という発言をなした件に関し、四月二九日付で同封のコピーの文面の質問状を教務係宛出しましたところ、一こうに梨のつぶででありましたので、黒田前教養部長に、「事実」調査の上、教養部長としての見解を明らかにされるよう要請致しました。しかるに黒田氏はひたすら沈黙の中へ逃亡されるのみで、その間教務係掲示板に揭示してありました公開質問状ならびに要請書が、何ものかによっていく度か撤去(「新たな△掲示板▽へ拡大)されるといふ出来事があったのみでありました。そこで当方としても「坂本教官」の△教務▽に関し……を開始するのやむなきに到ったわけですが、そうこ

資料5

「坂本教官」の授業の履修者へ

「坂本教官」の授業のあり方あるいは「坂本教官」について、意見、批判、考え等が文章化できたら

〆岡山市津島岡大教養部  
▽△研究室気付  
「坂本教官」の△教務▽係宛  
送って下さい。

七二・七・五 「坂本教官」の△教務▽係

資料6

「坂本教官」の授業の履修者へ

左記のとおり▽シケン△へ△実施▽する  
とき▽七二・九・三〇(一〇・七  
am 九・〇〇……pm 一・〇〇△  
ところ▽▽△研究室△  
問題▽△  
(註) 記号▽△は各主体が「試験」「大学」「国家」を凌辱しているその切り込みの鋭角性に応じて新たな共同性に向って開かれていく。従って▽△内にある文字ないし空白は標識にすぎない。

七二・九・二五 「坂本教官」の△教務▽係

資料7

「坂本教官」の△教務V係より委託されました△ Vをお送りします。

△  
V

十月十八日入手、拝見致しました。

お問い合わせの件につき、「坂本教官」は、四月二十九日付の教養部教務係長あての公開質問状（教務係員の「坂本先生は今度は全員不可にするといった」等の発言に関するもの）に対する回答がなされてから、回答することとあります。

一九七二年一月一九日

「坂本教官」の△教務V係

資料8

昭和四七年一月一四日

坂本守信殿

教養部教務係

「キョウヨウブキョウムガカリ」殿

資料10

岡大養第九九八号

昭和四七年一月一八日

岡山市津島

岡山大学教養部長

田代嘉宏

昭和四七年一月一二日に岡山市野田屋町片山恵子名儀で先生担当のクラスの成績票用紙（評点、評価記入済）が送付されましたが、これは先生が判定されたものであるか否かを昭和四七年一月一七日（火）までに当方にお返事下さい。

なお、評点はすべて八〇点、評価は優が記済されています。

資料9

「坂本教官」とともに△出張V中であつたため、△ Vに送付を依頼致しました△成績票Vについて、十月十四日付のお問い合わせ

当教養部教務係より貴殿宛に、一〇月一四日付左記文書を書留速達

岡山市津島

岡大南宿舍R B三〇二

坂本守信殿

で 発送しました。

記

昭和四七年一月一二日に岡山市野田屋町片山恵子名儀で先生担当のクラスの成績票用紙（評点評価記入済）が送付されましたがこれは先生が判定されたものであるか否かを昭和四七年一月一七日（火）までに当方にお返事下さい。

なお評点はすべて八〇点評価は優が記済されています。

それに対する返答を一月一八日午前九時現在まだ受け取っておりません。

前記の成績判定が貴殿の行なったものであるかどうかの返答を文書で一月二一日正午までに当職宛必着するように送って下さい。

貴殿担当クラスの学生の成績認定が行なえず、多数の学生に迷惑を掛けております。

前記問い合わせに対する文書回答または、成績判定結果をすみやかに、おそくとも昭和四七年一月七日までに当職宛必着するように送ることを要求します。

一月七日はその後の手続きを勘案して、授業遂行上おくらすことの出来ない最終期限です。

以上

資料11

.....

資料13

公開質問状

資料12

岡大養第一〇三九号

昭和四七年一月二六日

岡山市津島

岡山大学教養部長

田代嘉宏

一月二三日貴殿が坂本守信氏の自宅を訪れ（この時坂本氏不在）、一月一二日に「教養部教務課」の元に届いている「坂本教官」担当クラスの△成績票Vに関連して、坂本氏の奥さんに、「お子さんも小さいことだしね」という発言をされたということがあります。

この発言は貴殿が現在教養部教授会の構成員であり、また岡大評議会の構成員であるということを考えるならば、そのはらんでくる

ハイミVは実に重大なものであると言わざるを得ません。そこで次の問を媒介として、貴殿の現在入立っているV位置を明確にして頂きたい。

- 一、右の発言のはらんでいる、或いははらんでくる公的なVイミをどのように捉えているのか、
- 二、右の発言が関係の中に投げ出された時に作り出すであろうハ波紋Vをどのようなものとして考えていたか、
- 三、総じて、右の発言をなした理由ならびになし得る根拠を明らかにされたい。

回答は全学に公開されたい。

一九七二・一一・五

「坂本教官」のハ V係

千葉庸夫殿

(註) 一〇月二五日ごろから教養部英語科教授たちが不在の「坂本教官」を求めて、相い次いで坂本氏宅を訪問した。

### 資料 14

一〇月二六日付の「坂本教官」宛の文書、拝見致しました。「坂本教官」の意向につきましては、一〇月一九日付の「キョウヨウブキョウムガカリ」宛の文書でお伝えしたとおりであります。また成績結果につきましては、提出期限の一〇月一二日に必着するようにハ成績票Vを送付済みであります(これが届いていることは一〇月一四日付の「教養部教務係」より坂本教官」宛の文書においても明らかであります。)

ハ多数の学生に迷惑をかけないVのために、すみやかに単位認定を

行ない、ハ成績票Vを学生に交付するようとりはかられることを要請致します。

一九七二年十一月六日

「坂本教官」のハ教務V係

田代嘉宏殿

### 資料 15

岡大養第一一三六号

昭和四七年十一月三日

岡山市津島

岡山大学教養部長

田代嘉宏

岡山市津島

岡大南宿舍RB三〇二

坂本守信殿

当職より貴殿宛昭和四七年一〇月二六日岡山中央郵便局第三四二号書留内容証明郵便にて要求しました件につき、回答期限である一月七日までに貴殿よりの文書回答または、成績判定結果の報告がなかった。一〇月二五日および十一月八日の教養部教官会議において左記のことを決定した。

### 記

(イ) 昭和四七年度前期坂本教官担当の英語クラス(講義番号六二二一・六二二二・六二二三・六二二四・六四二一・六四

二二)の成績について、現在(十一月八日一五時)までに本人から成績判定結果の報告も、教養部長の問合せ(一〇月一八日付、一〇月二六日付)に対する回答もないので、正規の成績判定結果の報告があったとは認め難い。

一、一月一二日より一八日までの週は後期授業開始より第五週に当り、教養部規程第八条に関連して、上記成績判定について特別の措置をとらざるを得ない。

(ロ) 上記(イ)の決定を教養部長名で坂本教官に伝えるとともに、坂本教官から成績判定に関する回答を得るため、十一月二日以後の可及的早い日時を指定して、教養部長が評議員立会いまたは教養部長単独で坂本教官と面談する機会を持つことも伝える。

(ハ) 上記(ロ)の指定した日時までに坂本教官が教養部長との面談または文書によって、成績判定結果の報告あるいは、(イ)に記載の教養部長の問合せに対する回答をしない場合、坂本教官が上記授業の成績判定の権利を放棄したものと認めざるを得ない。

(ニ) 面談については、今朝(十一月三日)九時頃および一〇時四〇分頃の二回「部長が本日に面談したい」旨を事務長および同補佐が使って伝えたが面談の申し込みがなかった。

(ホ) の文書による回答の場合、指定の日は十一月四日一七時とする。

以上のことを承知されたい。

この郵便物は昭和四七年十一月三日第二四一号書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

岡山中央郵便局長

### 資料 16

十一月四日付の「坂本教官」宛の手紙について「坂本教官」の意向は、

この二、三日家を不在にしていたので、十一月四日の手紙本日一、一月一六日に郵便局にて受け取った。

従って(イ)(ロ)については、すべて当方としては事実上不可能なことばかりである。(十一月一三日は事務長も同補佐も面談の用件については何も述べなかった。)

また成績判定結果については、十一月六日付の「坂本教官」のハ教務V係より教養部長宛の手紙にもある通り、一〇月一二日に必着するように送付済である。従って前期授業の成績判定権は放棄したところか、すでに行使している。

一九七二年十一月六日

「坂本教官」のハ教務V係

教養部長 田代嘉宏殿  
教養部教官会議構成員御一同 殿

資料16は坂本氏が十一月六日、教養部教音会議場にて書いた文書である。



資料 17

岡大養第一一五六号

昭和四七年一月一七日

岡山市津島  
岡山大学教養部長  
田代嘉宏

岡山市津島  
岡大南宿舍R B三〇二  
坂本守信殿

当職より貴殿宛昭和四七年一月一日三日岡山中央郵便局第二四一  
号書留内容証明、郵便物に対する回答もなく、一月一六日開催の  
教養部教授会（教官会議）の席上で、当職が「さきに片山恵子名義  
で、送付された成績票用紙はあなたが判定されたものですか」と質  
問したにもかかわらず、貴殿の返事がなかった。  
したがって同教授会（教官会議）は貴殿が、貴殿担当の英語授業の  
前期成績判定の権利を放棄したものと認めた。  
以上通知する。

資料 18

昭和四七年十月一日に

「坂本教官」の△教務√係より委託されました△ √をお送  
りします。  
△ √

という文面の手紙を同封して送付致しました△成績表√が未だに陽  
の目を見ないようですので「坂本教官」の△教務√係へお返し  
したいと存じますから大至急送り返して下さい。  
返送先は

岡山市平和町五の二六  
片山恵子  
（片山恵子は野田屋町二の三の一八より右へ転居しまし  
た）  
△ √

岡山市津島

岡山大学教養部内  
教養部御中  
教養部長 田代嘉宏殿  
「教養部教務係」殿

資料 19

岡大養第一四二八号  
昭和四八年二月二日

坂本守信殿

教養部長  
田代嘉宏

昨年末ごろ開業されたひろば、じゃんきいに貴下が従業してい  
ると聞いている。  
貴下の従業状態について知りたいので別紙に記入のうえ、昭和  
四八年二月一〇日までに当職あて返事をされたい。

別紙 飲食店営業  
1. 業種 飲食店営業  
2. 営業所所在地 岡山市鹿田町七一二三  
3. 貴下の出資の有無 営業所 谷川正彦  
4. 貴下の従来の状態 従事する仕事の内容  
5. 過去の従業日数 過去の日より  
6. 貴下の従業開始の日 昭和 年 月 日より  
7. その他参考事項 報 酬 月 額 約 時間

氏名

印

資料 20

別紙 飲食店営業  
1. 業種 飲食店営業  
2. 営業所所在地 岡山市鹿田町七一二三  
3. 貴下の出資の有無 営業所 谷川正彦  
4. 貴下の従来の状態 従事する仕事の内容  
過去の従業日数

日 間

資料 21

2・7 教養部教官会議  
成立のための最低限の条件

この間、△教養部教官会議√らしきものをめぐって様々の不可解  
な△事√が起きている。これらの不可解な△事√は教養部教官会議  
の成立基盤そのものに関わっていることは明らかであるから、2・  
7 教養部教官会議が成立するためには、これらの△事√に関して最  
低限以下のこと教官会議の√構成員△すべてによって明らかにさ  
れなければならない。  
1. 一九七二年一月一三日には√坂本守信△を△大会議室√か  
ら押し出して△会議√らしきものが強行されたが、この△会議√  
が教官会議であるとするなら、その根拠は如何。  
また、一九七〇年四月に出された△萩原√、△坂本√両教官

への停職処分をめぐる人事院審理において「教員会議出席拒否」が△処分理由としてあげられたが、このこととの関連は如何

1. 一九七三年一月一七日△大会議室△において、「閉会」と「閉会」ということばが教養部長田代嘉宏氏から発せられたが△何△の「閉会」と「閉会」であったのか、教員会議の「閉会」「閉会」であったとするなら教員会議はどのくらいの時間、進行したのか、もし進行しなかったとするなら、0分のむこう側に消えた3名の「教員」「閉会」宣言時、「教員」数41名、「閉会」宣言時「教員」数38名)と教員会議の關係はどのようなものであるのか、

3. 一九七三年一月二〇日△大会議室△において△会議△らしきもの(通称△入口のない教員会議△)が行われていたが、△大会議室△のドアには鍵がかけられ、△坂本守信△は如何に入ろうとしても物理的には入ることが不可能であったが、この△会議△が教員会議であったとするなら、その根拠は如何、また前記△処分理由△との関連は如何、
4. 「昭和四十七年一月一六日教養部教員会議議事録」なるものは、欠席者の項には「坂本」という記述があり、協議事項の項には、「教養部長が坂本教官に質問し、坂本教官は退場した」といった記述があるが、欠席者の項の「坂本」と協議事項の項の「坂本教官」は同一人物を指すのか、同一人物だとすると、教員会議においては欠席者に質問したり、欠席者が退場したりすることが可能なのか。教員会議の「出席」と「欠席」のメルクマールは何か、
5. . . . .

一九七三、二、七

教養部教員会議△構成員△各位

「坂本教官」の△教務△係(△△構成△員)

片山 恵子

1. 「お知らせ65」の題は△教養部坂本教官の入試妨害などについて△となつてゐるが、本文中には△入試妨害△という△事実性△はどこにも見当たらない(△入試妨害△という文句すら出てこない)。題と本文の關係は如何?
2. 本文中△侵入△・△乱入△・△脱出△といったことばがひんぱんに出てくるが、これらの表現が、△入る△・△出る△といったことばでないのは何故か、△侵入△・△乱入△・△脱出△ということばの背後にある幻想性は?
3. 2・12 / 2・19の間、△卵△は野瀬、入江教官の△英語試験△のみならず、管、諸川ほか6教官の△英語試験△をも包みこんだのであるが、野瀬、入江教官の△英語試験△のみが記載されているのは何故か?
4. 48・2・19の項に「入江教官をめぐって卵をなげつけたという記述があるが、△ガラスにうつった影をめぐって卵をなげつける△こと△この記述とどちらが△事実△に迫つてゐると思ふか、△入江教官△と△入江教官の影△とは同じか否か、△入江教官△が△卵△の△影△におびえて△びのいたこと△に關する記述は何故ないか?
5. 48・2・24の項に「占拠」とあるが、「占拠すること」と△存在すること△とのちがいは?
6. 48・2・28の項に「構築物を撤去」とあるが、△撤去△には△焼却△という行為も含まれるのか?
7. 48・3・2の項に「警備員」とあるが、△岡山県警備保障ガードマン△と何故書かないのか?
8. △ガードマン△に支払つた約70万円の金およびその出所についての記述がないのは何故か?
9. 48・3・2△教養部教員会議△で「坂本教官」がピットから出てきた場合どうするのが協議され、△建物外に排除するだけにして△おく△という案が△警察に引き渡す△という案に圧倒的票差

## 資料 22

一九七三年三月一七日、「坂本教官」宛の△俸給△を受けとりましたが、金額を調べてみますと二月に受けとつた額より七六八円少なく、明細表をみてみますと、備考の欄に「2/28欠勤2時間により減額」と書かれておりました。当方としては△2/28欠勤2時間△という△事実性△について全く思い当るふしがありませんので、以下の事項についてご回答のうえ、すみやかに減額分七六八円をお支払下さるよう要求致します。

- 一、△欠勤△と判断した理由ならびに根拠。
- 二、△2時間△と判断した理由ならびに根拠。

一九七三年三月一九日

「坂本教官」の△会計△係

片山 恵子

岡山大学教養部長  
田代 嘉宏 殿  
岡山大学長  
谷口 澄夫 殿

## 資料 24

岡山大学広報委員会への△質問書△

貴広報委員会で作成し、△岡山大学△名で出されている「お知らせ65」に關し、その呈示している△事実性△が△事実△からはるかに遠いものとなつてゐることを憂い、「お知らせ」が△事実△へ迫つていく一つの手がかりとして、下記の問いに対する回答を明らか

1. でお知らせ65」の題は△教養部坂本教官の入試妨害などについて△となつてゐるが、本文中には△入試妨害△という△事実性△はどこにも見当たらない(△入試妨害△という文句すら出てこない)。題と本文の關係は如何?
2. 本文中△侵入△・△乱入△・△脱出△といったことばがひんぱんに出てくるが、これらの表現が、△入る△・△出る△といったことばでないのは何故か、△侵入△・△乱入△・△脱出△ということばの背後にある幻想性は?
3. 2・12 / 2・19の間、△卵△は野瀬、入江教官の△英語試験△のみならず、管、諸川ほか6教官の△英語試験△をも包みこんだのであるが、野瀬、入江教官の△英語試験△のみが記載されているのは何故か?
4. 48・2・19の項に「入江教官をめぐって卵をなげつけたという記述があるが、△ガラスにうつった影をめぐって卵をなげつける△こと△この記述とどちらが△事実△に迫つてゐると思ふか、△入江教官△と△入江教官の影△とは同じか否か、△入江教官△が△卵△の△影△におびえて△びのいたこと△に關する記述は何故ないか?
5. 48・2・24の項に「占拠」とあるが、「占拠すること」と△存在すること△とのちがいは?
6. 48・2・28の項に「構築物を撤去」とあるが、△撤去△には△焼却△という行為も含まれるのか?
7. 48・3・2の項に「警備員」とあるが、△岡山県警備保障ガードマン△と何故書かないのか?
8. △ガードマン△に支払つた約70万円の金およびその出所についての記述がないのは何故か?
9. 48・3・2△教養部教員会議△で「坂本教官」がピットから出てきた場合どうするのが協議され、△建物外に排除するだけにして△おく△という案が△警察に引き渡す△という案に圧倒的票差

一九七三年三月一六日

「坂本教官」の△教務△係

片山 恵子

教養部坂本教官の入試妨害などについて 岡山大学

四八・二・一三(火) 一六〇〇頃、坂本教官は、英語試験(野瀬教授)開始直後の一〇四、一〇五番教室に入室し、印刷物を配布し、教卓上に生卵を置いて退室した。  
四八・二・一九(月) 後期末試験最終日。一五〇〇頃、坂本教官は、英語試験(入江助教)実施中の四〇五番教室入口で、教官をめぐって卵を投げつけたのち、教室内に乱入して黒板に落書きをし、黒板ふきを持って退室した。このため、聞きとりの試験が妨害された。  
四八・二・二一(水) 一〇〇四頃、会計係職員が一〇三番教室の黒板、壁、教卓、机等の落書きを消し修復の必要があるので、調査のため、坂本教官他一名の退室を求めるところ拒否された。  
四八・二・二二(木) 一一三〇頃、坂本教官は、教授会開催中の会議室に侵入し、出入口ドアの内と外に、印刷物と生卵を置いてたち去った。  
四八・二・二四(土) 坂本教官は、一〇三番教室を占拠し、職員の入室をこばみつけたので、入学試験のための整備ができなかった。  
四八・二・二六(月) 一〇二五頃、坂本教官が一〇三番教室に入り、内から錠をかけていた。教養部長が退去を命じたところ、これに応じなかった。  
二〇三〇頃、坂本教官他数名が一〇三番教室から退去したのち、A棟の各出入口に施錠し、シャッターを降ろし、補修のため

工事関係者以外の者の教養部A棟およびその周辺への立入りを禁止した。  
四八・二・二七(火) 九〇〇頃、一〇三番教室に坂本教官が入室しているのを発見した。教養部長は、退去命令を下し命令書を手渡したが、坂本教官は退去に応じなかったため、教職員が建物外に連れだした。  
一九〇〇頃、一〇三番教室地下ピット内から、寝袋その他多数の物品が発見された。

四八・二・二八(水) 一二三〇頃、A棟およびその周辺への立入禁止区域を構内北側道路まで拡張した。  
一三〇〇頃、北玄関附近の、立看板で構築された囲いの中にいた学生らしき者に対し、教養部長が撤去および退去命令を読み上げたが応じないので、教職員により構築物を撤去し、彼等を立入禁止区域外に排除した。北玄関附近にペイントによる多くの落書きが残されていた。  
一五〇〇頃、一〇三番教室地下ピット内に入り込んでいた坂本教官を発見し、立ちのくように勧告したが応じなかった。その後三月一日午前一一三〇まで頻りに勧告にくり返したが、ついに応じなかった。  
四八・三・一(木) 八三〇頃、一〇三番教室の外側で坂本教官と学生数名とが話していたが、事務職員が近づくと、坂本教官は窓から一〇三番教室に侵入した。  
一一三〇頃、教職員が、立入禁止区域内の一〇三番教室南側窓附近に前夜からいた学生数人を区域外に排除した。  
一〇三〇頃から一八二〇頃迄数回にわたり、坂本教官に退去を勧告したが、依然として応じなかった。  
四八・三・二(金) 前夜のうちに一〇三番教室南側窓下の立入禁止区域内にテントを設営していたので、一〇〇〇頃これを撤去させた。  
一六〇〇 警備員が配置についた。

一八〇〇頃 教養部長は、坂本教官を説得ののち、退去命令を下した。

二二〇〇頃 教養部教官二名が、坂本教官に退去を勧告した。  
二二四〇 教養部長が、坂本教官に即刻退去することを命じた。

二三〇〇頃 学生約二〇名が東側より北側一〇三番教室周辺で氣勢をあげたあと、ガラス四枚(北玄関三枚、便所一枚)を破ってひきあげた。

四八・三・三(土) 一八〇〇入試体制に入る。坂本教官は退去命令を無視してピケット内にとどまっていた。(九三〇

一九三〇 入学試験開始)。  
一〇〇〇頃 大学は、坂本教官のために、医師の派遣を手配し、病室を確保した。

一四三〇頃 大学は、保健管理センター山吹所長に坂本教官の診察を依頼した。  
一五二〇頃 山吹所長診察。異常はなかった。

二二〇〇頃 山吹所長再び診察。坂本教官は、ピット内より片手を出して脈をとらせた。  
四八・三・四(日) 八〇〇頃、坂本教官は、依然退去命令を無視して、地下ピット内にとどまっていた。

一四三〇頃と一九〇〇頃の二回、山吹所長診察。異常はなかった。  
四八・三・五(月) 八〇〇頃、坂本教官は、地下ピット内にとどまっていた。

一二〇〇 第五試験場入学試験終了。

一六〇〇頃 「寮戦線」の学生を主体とするヘルメット着用、竹竿等携行の学生を含めて約三〇名がA棟周辺で氣勢をあげ、南玄関その他の出入口の扉をばげしくたたいた。

一六三〇頃 金本浩一(四五年除籍・共済会食堂部従業員)は、施錠していたC棟西そでの出入口から侵入した。これを見た

職員が阻止しようとしたとき、一〇三教室の地下ピット内から出てきた坂本教官は、南玄関の門をはずして建物外に脱出し、南玄関前にいた学生等の中にまぎれこんだ。

(附記)「お知らせ№64」上から二行目の宮本哲(45年除籍)は47年除籍」と改める。